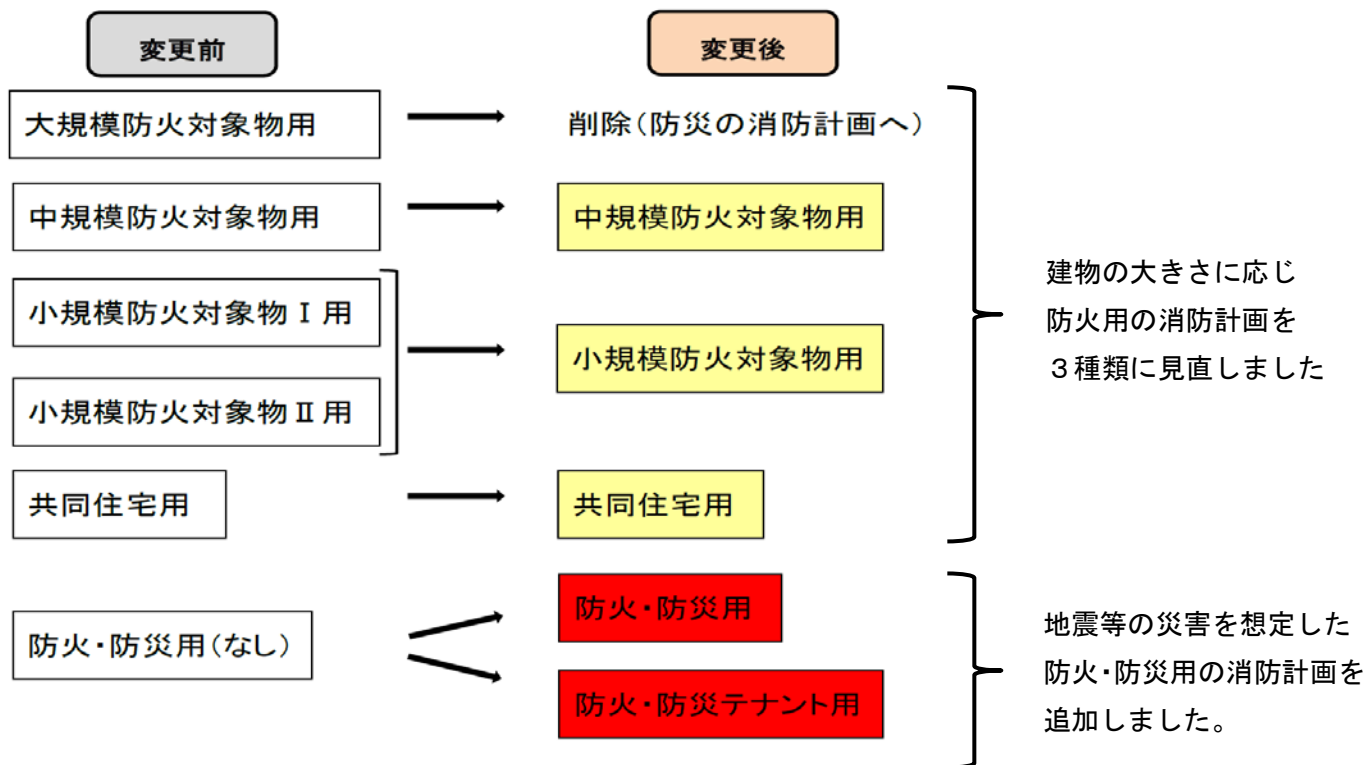




消防計画作成例等の変更について

ホームページ上に掲載している「各種消防計画作成例」及び「消防計画の作成基準」を変更しました。

● 主な変更点について



※ その他、**全体の消防計画**及び**全体の防火・防災消防計画**があります。

● 防火・防災用の消防計画について

大規模な百貨店、ホテル、病院などには、消防法に基づき防災管理者を置かなければなりません。選任された防災管理者は、地震や毒劇物災害などの火災以外の災害を想定した「防火・防災用の消防計画」を作成し、所轄の消防署へ届け出が義務づけられています。

※詳しい説明については、消防計画作成基準をご確認ください。

お問い合わせは、最寄りの消防機関へ			※月～金曜日(祝日を除く) 午前9時から午後5時半まで		
各消防署連絡先	中央消防署予防課 092-762-0119	早良消防署予防課 092-821-0245			
東消防署予防課 092-683-0119	南消防署予防課 092-541-0219	西消防署予防課 092-806-0642			
博多消防署予防課 092-475-0119	城南消防署予防課 092-863-8119				
福岡市消防局ホームページ アドレス		http://119.city.fukuoka.lg.jp/			
		福岡市消防局		検索	